

協議会報告に基づく都の対応（案）

1 国に対する要請及び情報提供

- (1) 「ライターの子供に対する安全対策」に関し必要な措置の実施について要請する。
要 請 先：消費者庁政策調整課（消費者安全法所管部署）
- (2) 協議会報告の内容を情報提供する。
情報提供先：経済産業省商務情報政策局製品安全課（消費生活用製品安全法所管部署）
経済産業省製造産業局日用品室（生活関連産業の育成など所管部署）

2 関連する業界団体に対する要望

- (1) 「国内に流通するライターにチャイルドレジスタンス対策を講じること。」などについて要望する。
要 望 先：社団法人日本喫煙具協会
- (2) 子供がライターを誤って手に取ることのないような販売方法やノベルティライター（子供が興味を示すようなライター）は取り扱わないようにすることなど、「子供の安全に配慮したライターの販売方法を検討すること。」について要望する。
要 望 先：社団法人日本喫煙具協会
日本チェーンストア協会

3 消費者への注意喚起

- (1) プレス発表での注意喚起
プレス発表の際に、子供のいる家庭の保護者に対し、「安易な場所にライターを置かないこと」、「できれば、簡単に操作できるライターは買わないこと」、「子供に火の怖さを教えること」などを注意喚起する。
- (2) 関係行政機関などへの情報提供
消費者への普及啓発を働きかけるために、都内各区市町村の消費者行政、保育所所管、教育委員会などに報告書の内容を情報提供する。
- (3) ホームページへの掲載
上記プレス発表の内容を「くらしの安全情報サイト」に掲載し、消費者へ情報提供する。
- (4) 情報誌への記事の掲載
上記プレス発表の内容を「東京くらしねっと」などに掲載し、消費者へ情報提供する。